

出資法人の経営評価の実施に関する要綱

第1（目的）

出資法人は、地域振興や県民生活の向上など多様な行政目的を実施する上で重要な役割を担っていることから、県としては、出資法人の運営に対し適切に指導監督を行うことにより、その経営の健全化に努め、これらの行政目的の効率かつ効果的な達成を図っていく必要がある。

このため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）という計画から改善に至る PDCA マネジメント・サイクルの考え方を導入し、定期的に経営評価を実施することにより、時代の変化や県民ニーズに的確に対応した合理的、効率的な法人経営が可能となるよう、出資法人の経営評価の実施に関し必要な事項を定める。

第2（経営評価実施対象）

経営評価の対象とする法人は、地方自治法第221条3項に基づく長の調査権限が及ぶ法人とする。

ただし、県出資法人経営健全化プランに定める自立的に健全経営の維持を図る法人及び解散が決まり事業を停止している法人は、経営評価の対象としない。

第3（経営評価の進め方）

（1）経営評価書の作成

出資法人は、県が定める経営評価の視点、指標等に基づき経営評価書を作成する。

（2）経営評価の視点

出資法人の経営評価は、次に掲げる5つの評価の視点から、多角的な分析による評価を行い、課題等を明確にする。

①目的適合性

出資法人が行っている事業が設立目的に適合しているか、どの程度達成しているかとの視点

②計画性

経営目的や経営方針が事業計画等に反映され、計画(Plan)⇒実行(Do)⇒評価(Check)⇒改善(Act)が行われているかという経営マネジメントサイクルの視点

③組織運営の適正性

組織、人事、財務等の内部管理が適切に行われ、かつ情報公開による透明性の確保が適切であるかとの視点

④財務状況

出資法人の財務の健全性及び各事業の採算性が確保されているかとの視点

⑤効率性

出資法人の人的・物的経営資源が有効に活用されているかとの視点

（3）財務状況と事業の公共性・公益性による総合的な評価

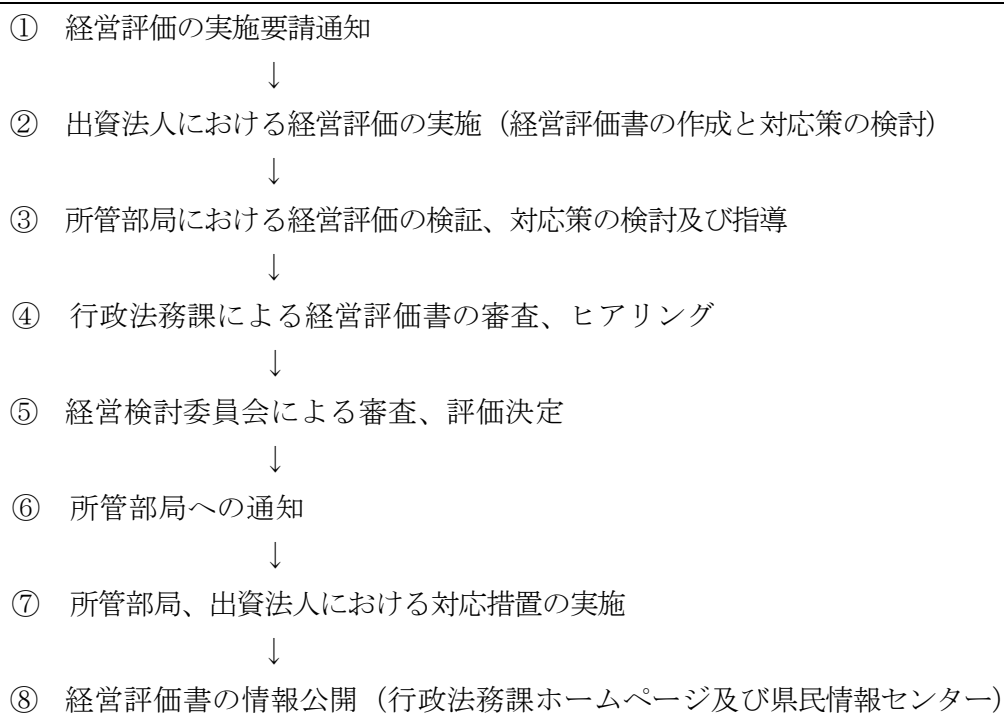
県は、各出資法人の経営指標に基づく財務状況の評価に加え、事業の公共性・公益性、組織体制の適正性等の行政的な評価を行い、出資法人の運営を総合的に評価する。

第4 (経営評価及び対応措置の手順)

経営評価は、出資法人による自己評価、所管部局による検証及び山梨県出資法人経営検討委員会（以下「経営検討委員会」という。）による統一的な経営評価の3段階の手順で実施する。

ただし、県が損失補償若しくは債務保証を設定している法人又は当期純損益若しくは当期一般正味財産増減額が3期連続マイナス若しくは3期通算でマイナスの法人以外の法人については（以下「所管部局評価法人」という。）、所管部局による検証までの2段階の手順で実施する。

なお、各段階において、評価結果を踏まえた対応策を検討し、出資法人は速やかに改善を実施する。



(1) 経営評価の実施要請通知

総務部長は、毎年度、出資法人の所管部局に対し、経営評価の実施を要請する。

所管部局は、これに基づき所管する法人に対し、経営評価の実施を要請する。

(2) 出資法人による自己評価と対応措置の実施

各出資法人は、経営評価書を作成することにより、経営状況の自己評価を行う。

経営評価の実施にあたっては、経営評価書の作成に併せ、問題点の抽出・分析を行い、必要な対応策を検討のうえ、具体的措置をとりまとめ、可能なものから順次実施していくものとする。

(3) 所管部局による経営評価書の検証

所管部局は、出資法人が作成した経営評価書について、指導的立場で検証を行うとともに、経営上の課題及びその対応策等について検討のうえ、意見を記載する。

また、所管部局評価法人については、経営評価の結果を所管部局から出資法人に通知する。

(4) 行政法務課による経営評価書の審査

行政法務課は、各部局から提出された経営評価書を審査し、自己評価及び所管部局の意見等について所管課からの聴き取りを行う。また、県が損失補償若しくは債務保証を設定している法人又は当期純損益若しくは当期一般正味財産増減額が3期連続マイナス若しくは3期通算でマイナスの法人について、総合的評価の原案を策定する。

(5) 経営検討委員会による審査及び評価の決定

経営検討委員会は、出資法人の総合的評価について、専門的・客観的な立場から厳正に審査したうえで、出資法人の評価を決定する。

(6) 経営評価結果の通知及び改善措置の要請

経営検討委員会による経営評価の結果は、総務部長より所管部局に通知し、所管部局より出資法人に通知する。

総務部長は、所管部局に対し経営評価結果をもとに経営改善措置を講ずるよう要請する。

(7) 経営評価に基づく措置の実施

所管部局は、経営評価により把握した課題及び対応策等について、出資法人に対し必要な指導を行うとともに所管部局として必要な措置を講じる。

第5 (経営評価結果の公表)

県は、出資法人の事業の実施状況や経営状況などについての評価、改善を要すると認められた事項及び必要な措置などの経営評価結果及び各法人の経営評価書について、県のホームページに掲載するとともに、県民情報センターにおいて公表する。

第6 (その他)

この要綱に定めるもののほか、出資法人の経営評価の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。